平成２５年（フ）第１３０号
大津市坂本６丁目２番44号、前住所兵庫県宝塚市安倉北１丁目10番３号フレグランス阪上202号
債務者　西川　恵美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７０号
北九州市小倉北区熊本３丁目13番40号　207
債務者　福嶋　知代（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０８９号
大阪府枚方市渚西１丁目５番51―105号
債務者　添野　伸一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第２２６号
宮城県多賀城市伝上山３丁目21番12号　平荘２―３号
債務者　坂藤　　光
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８号
長崎県五島市紺屋町７番16号、住民票上の前住所長崎県五島市武家屋敷１丁目５番16号
債務者　キッチンたんぽぽこと　平山ユリ子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第１２８号
函館市亀田中野町357番地
債務者　大道　珠海
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２９号
函館市田家町20番35号
債務者　西家　義美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
静岡県浜松市中区葵西４丁目14番20号コーポ葵５号
債務者　小野内柾子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
埼玉県川口市戸塚東１丁目21番７号　ハイツハーモニー102
債務者　美濃部達志
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
さいたま市南区大字太田窪2783番地３
債務者　大口　万里
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
埼玉県川口市北原台２丁目５番23号　北原台ガーデン103号、旧住所埼玉県川口市北原台２丁目５番23号　北原台ガーデン302号
債務者　赤松　典子（旧姓倉澤）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
さいたま市緑区大字大間木412番地
債務者　野原　忠夫
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
埼玉県幸手市栄２番２―408号
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区23棟409号
債務者　中　　義雄
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
埼玉県戸田市美女木１丁目18番地の８　パールピアホシノ202号室、旧住所東京都清瀬市上清戸２丁目13番７号　アーバンプラザセントラルビル208号
債務者　柳屋　記子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
さいたま市見沼区大字蓮沼468番地１　エントピアＧ102
債務者　鶴巻　美徳
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
埼玉県久喜市南栗橋４丁目11番地５　ラフィーネ202
債務者　関根　　聡
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係